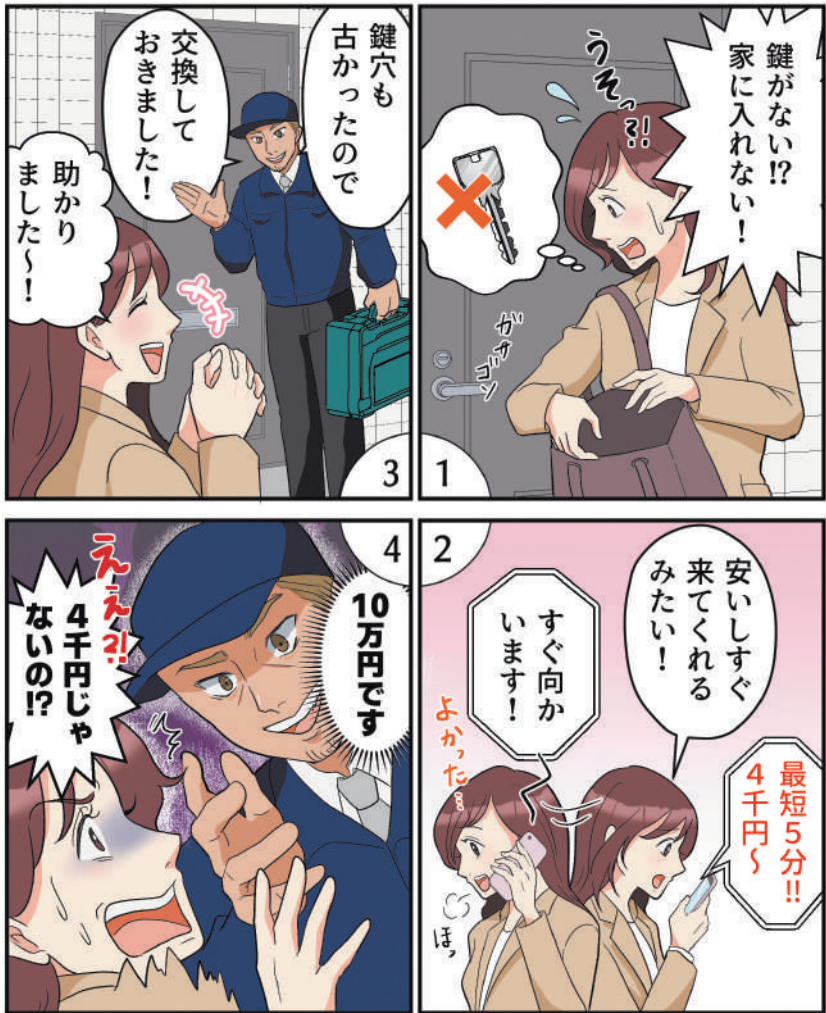


相談事例④

安いと思って依頼したら高額請求に！



！ 注意 点

- 「〇〇円～」は最低料金の可能性があります。総額を確認しましょう。
- 出張料や見積もり料がかかるか、事前に確認しましょう。
- その場で契約せず、複数の業者を比較しましょう。
- 緊急時でも、広告や業者情報を確認しましょう。

相談事例③

「電話が止まる!？」
行政をかたる不審な電話に注意！

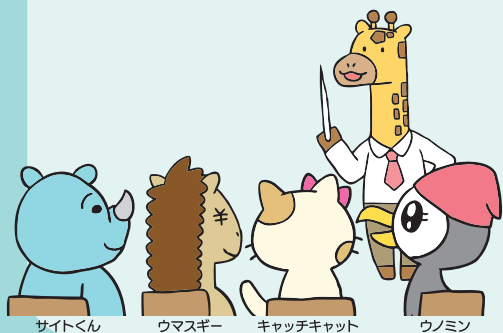


！ 注意 点

- 行政機関が電話で個人情報を求めることはありません。
- 「電話が止まる」など不安をあおる電話は、一度切って確認しましょう。
- 不審に感じた場合は、相手に連絡せず、消費生活センターなどに相談しましょう。

クーリング・オフ
って？

契約後、一定期間内であれば
無条件解約できる制度です。



どんなときにできるの？

クーリング・オフできる主な取引と期間	
●訪問販売（キャッチセールス、催眠商法等を含む） ●電話勧誘販売 ●特定継続的役務提供（エステ・語学教室等） ●訪問購入（訪問買取）	契約書面を受け取った日を含めて 8日間
●連鎖販売取引（マルチ商法） ●業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法等）	契約書面を受け取った日を含めて 20日間

※適用除外の商品・サービスもあります。（例：葬儀、自動車）

こんな場合はクーリング・オフができません！

- 自分の意思で店舗に出向いて購入した場合
- 通信販売
※業者が返品可否や返品期限等の特約を設けている場合は、それに従います。
- 使用してしまった消耗品（健康食品、化粧品、履物など）
- 総額3,000円未満の現金取引

